2023年度標準賃金

26,000円

1日の賃金と必要経費

① 実質手取賃金	② 社会保障費	③ 道具損料	④ 車両交通費
21,000円	約3,500円	約500円	約1,000円
	（健康保険、年金、労災保険、建退共）	（工具購入及び修理代）	（車輌経費、燃料費）

雇用に伴う必要経費

労働者本人が受け取るべき賃金（≒労務単価）	法定福利費（個人負担分）15～16%	基本給相当額（日額相当）	基準内手当（日額相当）	臨時の給与の日額換算（賞与等）	実物給与（食事等）	含まれない手当等（超過勤務手当等）	
この他に事業主が支払う人件費（必要経費）	法定福利費（事業主負担分）約15～16%	労務管理費等	現場作業にかかる経費（安全管理費等）				

（2021年国土交通省公表資料）

一人親方の処遇改善には

必要経費を含めた適正な報酬額（単価）で見積り・契約を

雇用されている（同種の）職人の賃金額と比較して上乗せさせるべき必要経費の例

- 社会保険料（国民健康保険、国民年金）
- 一人親方労災特別加入の保険料
- 建設業退職金共済の費用
- 持ち込む資材の費用、機材の償却費用等
- 安全衛生経費
- 交通費等
- その他必要経費等（熱中症や感染症対策の費用）

山形県建設労働組合連合会

〒990-0821 山形市北町3-1-7 TEL 023-666-7702 FAX 023-681-6607

新築・リフォームは地元職人へ
建設業で働くあなたを応援します
UNION MEMBERS 山形県建設労働組合連合会
職人技